

再生可能エネルギー発電設備等の低圧系統連系に係る
工事費負担金単価の設定について

平素は当社事業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の開始以降、低圧系統連系の申込件数が増加しているとともに、平成29年4月の制度改正により、事業計画認定の申請には送配電事業者との接続契約が締結済みであることが必要とされております。

これらの点を踏まえ、低圧系統に連系する再生可能エネルギー発電設備等の工事費負担金につきましては、契約手続きの迅速化ならびにお客さまにおける工事費負担金額の予見性向上を目的として、下記のとおり工事規模に応じた発電出力(kW)単位での工事費単価を設定し、工事費負担金を申し受けることといたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、工事費単価の設定について、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 単価制の概要

系統連系に伴い工事が発生する場合には、工事規模に応じた下表単価をもとに算定した工事費を申し受けます。なお、系統連系に伴い受電用計量器を取付ける場合は、別途申し受けます。

工事規模		単価 ^{※1}	
		余剰配線 【特例需要場所 ^{※2} の適用無し】	全量配線 【特例需要場所 ^{※2} の適用有り】
①	引込線分岐工事以下		2,310円/口
②	引込線以下	2,530円/kW	3,960円/kW
③	低圧線以下	6,160円/kW	10,780円/kW
④	変圧器以下	7,040円/kW	11,220円/kW
⑤	高圧線以下	13,310円/kW	23,210円/kW
⑥	建柱工事あり	47,300円/本	154,000円/本
		上記単価×(建柱本数) + (②～⑤により算定した金額)	

※1 単価表中に用いるkWは、発電出力といたします。

※2 託送供給等約款などによって定められる、1構内または1建物において特例設備(認定発電設備)を新たに使用される場合に、特例設備が設置された区域または部分を1需要場所とする特別措置

(注1) 余剰配線で、発電出力が需給契約の契約電力以下となる場合は、工事費負担金を申し受けないことといたします。

(注2) 地中電線路工事を要する場合や、表中の工事規模を超える大規模な工事となる場合は、従来どおり個別積算にもとづく算定方法により工事費負担金を算定いたします。

(注3) 建柱工事等に伴い岩盤掘削の特殊工事が必要となる場合は、当該費用を個別積算により算定のうえ、上表単価をもとに算定した工事費に別途加算いたします。

(注4) 工事費負担金の算定に用いる発電出力は、小数点以下第1位を切り捨てた値といたします。

2. 算定例

工事規模に応じた工事費負担金の算定例は下表のとおり。なお、受電用計量器を取付ける場合は、計量器工事費を別途加算いたします。

お申込み内容および工事規模	工事費負担金（税込）
発電出力5 kW（全量配線）のお申込みで、引込線工事を要する場合	$3,960円 \times 5 kW = 19,800円$
発電出力30 kW（全量配線）のお申込みで、変圧器新設+低圧線新設+引込線工事を要する場合	$11,220円 \times 30 kW = 336,600円$
発電出力49.5 kW（余剰配線）のお申込みで、建柱工事（3本）+高圧線新設+変圧器取替+低圧線新設+引込線工事を要する場合	$47,300円 \times 3本 + 13,310円 \times 49 kW = 794,090円$

3. 実施日

令和元年10月1日（火）以降の申込受付分より適用いたします。

以上